

全国福祉用具専門
相談員協会副理事長

酒井博人氏

研修ポイント制度

専門相談員のスキル アップの見える化



だ始まったばかりである。今年度、ふくせんで厚労省の老人保健健康増進等事業により福祉用具サービス計画のガイドラインを策定しサービス水準の底上げを進める。福祉用具サービスが、在宅介護を支える基本サービスとして、地域包括ケアの推進のなかで、在宅ケアの限界点を高める有力なサービスとして期待されている。

いる。研修ポイント制度は、スキルアップのための自己研鑽を促す仕組みである。指定講習は、福祉用具サービスに関わる研修の入り口であり、信頼される専門相談員であるためには、現場で必要となる知識や技術はOJTのほか、現任研修で獲得するもの、医療や介護、福祉用具に関する研修や対人援助技術などの修得が欠かせない。

研修をしない、とは言っても、何を勉強してよいか分からないし、どこで、どのような研修があるのかも分からないという専門相談員が多い。都市部はまだしも、地方では研修そのものが少ない場合がある。研修ポイント制度は、まず、こうした専門相談員の悩みに応えて、修得すべき科目や研修の実施状況を明確にすることをめざしている。いま、ふくせんで対象となる各種研修の認定作業を進めている。

介護保険制度は利用者増の一方で、要支援者の保険給付外化の問題がある。軽度の段階から利用することにより長い期間、自立を維持できるケースもある福祉用具サービスも、要支援者や要介護者の自立支援にどのように効果があるのか、科学的なエビデンスを示す必要もあるだろう。

岩元文雄新理事長の下で、ふくせんで、会員を増やすことで組織・財政基盤を整え、福祉用具に係る様々な課題解決に努力したい。ぜひ、専門相談員はふくせんに結集して、自らの力量を高めてほしい。

介護保険福祉用具サービスは、全国福祉用具専門相談員協会（ふくせん）と日本福祉用具供給協会の両理事長であった故山下二平氏の強力なリーダーシップによって、福祉用具サービス計画の義務化が進められた。個別サービス計画は、他の居宅サービスで当初より義務化されており、制度の理念であるサービスの計画的な提供を担保してきた。今回の義務化は、この理念を法的に位置づけたものであり、介護保険の中で福祉用具サービスが重要視されてきた表れであって、この流れを確実にものにしなければならない。

介護保険福祉用具サービスは、全国福祉用具専門相談員協会（ふくせん）と日本福祉用具供給協会の両理事長であった故山下二平氏の強力なリーダーシップによって、福祉用具サービス計画の義務化が進められた。個別サービス計画は、他の居宅サービスで当初より義務化されており、制度の理念であるサービスの計画的な提供を担保してきた。今回の義務化は、この理念を法的に位置づけたものであり、介護保険の中で福祉用具サービスが重要視されてきた表れであって、この流れを確実にものにしなければならない。

介護保険福祉用具サービスは、全国福祉用具専門相談員協会（ふくせん）と日本福祉用具供給協会の両理事長であった故山下二平氏の強力なリーダーシップによって、福祉用具サービス計画の義務化が進められた。個別サービス計画は、他の居宅サービスで当初より義務化されており、制度の理念であるサービスの計画的な提供を担保してきた。今回の義務化は、この理念を法的に位置づけたものであり、介護保険の中で福祉用具サービスが重要視されてきた表れであって、この流れを確実にものにしなければならない。